

平成 28 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 29 年 2 月 13 日(月)に開催した都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

- 1 日 時 平成 29 年 2 月 13 日(月) 午後 2 時～ 午後 4 時
- 2 場 所 パレス神戸（神戸市中央区）2 階 大会議室
- 3 議事要旨

○第 1 号議案：阪神間都市計画 都市再開発の方針の変更

【議案の説明】

(1) 都市再開発の方針について

J R 芦屋駅南地区再開発促進地区においては、市街地再開発事業が具体化し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図る見通しがあることから、本計画のとおり同区域の一部を変更する。

(2) 都市再開発の方針の内容等

地区等名	地区の概念
計画的な再開発が必要な市街地	土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災機能の改善等について整備課題を抱えている既成市街地等
再開発促進地区	重点的に市街地の整備を推進すべき地区
特に整備課題の集中が見られる地域（課題地域）	土地利用の状況等から判断して整備が急がれる地域
特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（2 項地区）	計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（事業実施の具体性があるもの）

【主な意見等】

- ・住民への説明の状況について質問があった。
- ・今後の変更の予定及び指定の区域について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第 2 号議案：東播都市計画 区域区分の変更

【議案の説明】

東播都市計画区域の中央部付近に位置する小野市中島町においては、行政・文化・商業等複合的な都市機能が集積するシビックゾーンとして位置づけ、都市拠点の整備を進めているところであり、平成24年に葬儀会館及び平成27年に兵庫県警小野警察署が整備され、さらに平成32年の開所を目指して小野新市庁舎の整備が進められている区域について、良好な市街地整備の見通しが確実となったことから、本計画のとおり、市街化調整区域から市街化区域に変更する。

【概 要】

地区番号	市名	地区名	変更面積 (ha)	変更種別	区域区分見直し理由	備考
1	小野市	中島	約 4.30	編入	既成市街地に連続し、公共施設が整備された区域及び平成32年の開庁に向けて新市庁舎建設が計画されている区域を市街化区域へ編入する。	

【主な意見等】

なし

【採決の結果】
原案どおり可決

○第3号議案：阪神間都市計画道路(3.3.1号阪神国道線ほか3路線)の変更

【議案の説明】

(阪神国道線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道により確保されていることから、一部区間について、幅員の変更を行う。

(出屋敷線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、周辺道路により確保されている区間について、都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

また、現道により機能が確保されている区間については、幅員の変更を行う。

その他、阪神国道線の幅員変更に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

(尼崎伊丹線)

阪神国道線の幅員変更に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

(久々知水堂線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されている区間について、都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

また、現道により機能が確保されている区間については、幅員の変更を行う。

[概要]

・位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線	3.3.1	阪神国道線	尼崎市 梶ヶ島	芦屋市 津知町	西宮市 六湛寺町	約 14,010m	地表式	4車線	28m
	3.4.183	出屋敷線	尼崎市 東浜町	尼崎市 昭和通 7丁目	尼崎市 南竹谷町 1丁目	約 2,260m	地表式	2車線	18m
	車線の数の内訳		2車線			約 1,510m			
			4車線			約 750m			
なお、尼崎市竹谷町2丁目地内に出屋敷駅前広場を設ける。									
街路	3.4.188	尼崎伊丹線	尼崎市 西本町 1丁目	尼崎市 猪名寺 3丁目	尼崎市 尾浜町 3丁目	約 5,700m	地表式	4車線	20m
	車線の数の内訳		4車線			約 4,530m			
			6車線			約 1,170m			
	3.4.191	久々知水堂線	尼崎市 名神町 3丁目	尼崎市 大西町 1丁目	尼崎市 名神町 1丁目	約 1,550m	地表式	4車線	20m
車線の数の内訳		2車線			約660m				
		4車線			約890m				

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第4号議案：中播都市計画道路(3.5.17号城北線ほか4路線)の変更

付議を取下した。

○第5号議案：中播都市計画道路(3.4.19号新宮中央線ほか3路線)の変更

【議案の説明】

(新宮中央線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

(龍野新宮線)

周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

(小宅揖西線)

周辺道路の整備状況から、当該路線に求められる機能が、周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

(龍野相生線)

周辺道路の整備状況から、当該路線に求められる機能が、周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

[概要]

・位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数
幹線街路	3.4.19	新宮中央線	新宮町新井野原字越前	新宮町新宮西	新宮町新井野原	約1,760m	地表式	2車線	17m
	3.5.26	龍野新宮線	たつの市龍野町下川	たつの市龍野町北原	たつの市龍野町旭	約2,080m	地表式	2車線	12m
	3.5.208	小宅揖西線	たつの市龍野町片柴	たつの市揖西町山添	たつの市龍野町四箇	約4,190m	地表式	2車線	12m
	3.4.209	龍野相生線	たつの市揖西町北川	たつの市揖西町土向	たつの市揖西町師小	約1,810m	地表式	2車線	17m



【主な意見等】

- ・現況の道路状況及び通学路の安全対策について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第6号議案：山崎都市計画道路(3.4.122号本町生谷線)の変更

【議案の説明】

周辺の土地利用状況などから、当該路線に求められる機能が、周辺道路及び現道により確保されていることから、都市計画を廃止する。

[概要]

・位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線街路	3.4.122	本町 生谷線	山崎町 鹿沢 字東桜町	山崎町 庄能 字頼ノ元	山崎町 庄能	約 1,080m	地表式	2車線	16m



【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第7号議案：西播都市計画道路(3.4.24号新田鷗和線)の変更

【議案の説明】

周辺の土地利用状況などから、当該路線に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

[概要]

・位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線街路	3.4.24	新田 鷗和線	赤穂市 新田 字釜家後	赤穂市 鷗和 字野々内	赤穂市 新田、折 方、鷗和	約 2,800m	地表式	2車線	16m



【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第8号議案：西播磨高原都市計画道路(1.4.2号姫路鳥取自動車道)の変更

【議案の説明】

中国縦貫自動車道山崎本線料金所が廃止されたことから一部区間の線形を変更し、延長を変更する。
また、地質調査等の現地精査並びに周辺環境への配慮から縦断線形の変更などを行った結果、法面構造等に変更が生じたことから、一部区域の変更、一部構造及び一部幅員の変更を行う。

[概要]

・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
自転車専用道路	1.4.2	姫路鳥取自動車道	たつの市新宮町角亀字畔畑	宍粟市山崎町市場字高畑	たつの市新宮町牧字麦子口	約11,410m		4車線	19m
	構造形式の内訳		たつの市新宮町上筋原字橋ヶ谷	たつの市新宮町鍛冶屋字相坂谷		約480m	地下式	/	17m
			たつの市新宮町牧字矢ノ谷	たつの市新宮町牧字西山		約470m	地下式		17m
			たつの市新宮町牧字中山	たつの市新宮町牧字中山		約390m	嵩上式		20m
			たつの市新宮町牧字中山	たつの市新宮町奥小屋字ヲラ畑山		約1,270m	地下式		17m
			たつの市新宮町奥小屋字サクソヲ	宍粟市山崎町市場字石畑		約2,650m	地下式		17m
						約6,150m	地表式		17m ～ 21m
			なお、宍粟市山崎町市場字石畑、和田、上高下、堂ノ下、堂ノ谷、高畑及び昆舎田並びに高下字池ノ谷及び下河原地内にジャンクションを設ける。						

【主な意見等】

- ・ 播磨新宮 IC から（仮）山崎 JCT 間の総事業費と計画交通量及び、播磨 JCT から播磨新宮 IC 間の現在の交通量について質問があった。
- ・ 構造の変化に伴うコストの増減及び、橋梁に変更する区間について、構造を変更しない場合でも実行可能かについて質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第9号議案：阪神間都市計画道路(3.3.211号塚口長尾線)の変更

【議案の説明】

人口減少・高齢化社会など社会経済情勢の変化や、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえ、自転車及び歩行者の安全性向上を図るため、一部区間の車線数を4車線から2車線に変更し、自転車専用通行帯を設ける。

[概要]

・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線街路	3.3.211	塚口長尾線	伊丹市安堂寺町3丁目	伊丹市荒牧3丁目	伊丹市昆陽北2丁目	約6,630m	地表式	4車線	22m
						約2,130m			
						約4,500m			
車線の数の内訳		2車線							
		4車線							

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第10号議案：西播都市計画道路(3.4.101号西部幹線)の変更

【議案の説明】

周辺の土地利用状況などから、一部区間を片側歩道とし、一部線形及び一部幅員を変更し、延長の変更を行う。

また、地質調査等の現地精査並びに接続する相生市決定的那波佐方線の起点の変更に伴い、一部区間の縦断線形の変更を行った結果、法面構造に変更が生じたことから、一部区域の変更を行う。

[概要]

・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線街路	3.4.101	西部幹線	相生市竜泉町	相生市那波南本町	相生市緑ヶ丘、那波	約2,810m	地表式	2車線	16m

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第11号議案：香住都市計画道路(3.6.1号七日市線)の変更

【議案の説明】

起点の七日市交差点において、より安全性の高い交差点とするため、七日市交差点東側の整備済み既存道路の中心線と整合を図り、一部区間の線形を変更する。

[概要]

・ 位置、区域等

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形式	車の線数	幅員
幹線街路	3.6.1	七日市線	香美町香住区七日市字大縄内	香美町香住区七日市字下川原	香美町香住区七日市	約560m	地表式	2車線	11m

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第12号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である兵庫県知事が、兵庫県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。本案件は、既設の施設において稼働時間を増やすことによって、一日あたりの処理能力を増加させるものである。

[概要]

- ① 位置 姫路市網干区浜田字南新々田 1223 番 27 他
- ② 面積 約 5,600 m²
- ③ 施設の概要 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の破砕）
- ④ 処理能力 現在：破砕；150 t／日（稼働時間 12 時間／日）
計画：破砕；357.6 t／日（稼働時間 24 時間／日）

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

4 お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政班
(078) — 362 — 3578

※ この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、3月下旬には同センターにおいて閲覧できる予定です。